

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 258 回

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。
正月早々株高と円安で、安倍政権に対する期待は膨らみますが、果たしてこれ以上の円安、株高となると楽観視はできませんね！！

なぜなら

- ① 円安に対するアメリカの横やり（アメリカの財政問題は根深い物があります）
- ② 引き続きチャイナリスク
- ③ まだまだ解決はされていない欧州債務問題
- ④ 中近東の戦乱の可能性
- ⑤ したがって、一番安定化していると言わざるを得ない円為替、等々と懸案事項が山積みだからです。

果たして参議院選までに景気が良くなってくるのでしょうか？

- それよりも、中小企業にとって心配は「金融円滑化法」の終了が実際実行されるのか（25 年 3 月末予定）
- 金利率は上昇するかどうか（経済成長があれば上昇する）
- 電力料、材料価格等の値上がりはどうか（円安とともに上昇）等々が心配です。

「雪解け時が一番怖い！！」といえます。
やはり今年は慎重に対処しなければなりません。特に 8 月以降が要注意です。

〈でもやはり、今年も元気が一番、コミュニケーションが一番ですね〉
〈頑張りましょう〉

前田の《今人生を語る》第 163 回



日本の一番の問題は、日本の中に巣くう「ガン細胞」です。

- マスコミ、メディアに巣くうガン細胞
- 教育業界に巣くうガン細胞
- 政治家の中に巣くうガン細胞
- 他

この「ガン細胞」がどんどん増殖すると日本は結局消えてなくなります。
「日本は日本人だけのものではない」というバカげたことを言った政治家もいます。
なんとか日本をもう一度蘇らせなければ！！

源泉徴収税額の変更（復興特別所得税）

佐藤 洋

東日本大震災からの復興のための背策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が創設されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

給与等の場合

平成 25 年 1 月 1 日以後に支払う給与等から源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額は「源泉徴収税額表」に当てはめて算出していただくことになります。

なお、平成 25 年 1 月 1 日以降に復興特別所得税を併せて源泉徴収する際使用する「源泉徴収税額表」は復興特別所得税を含んだ税額表に変更されますので、平成 24 年分以前の源泉徴収税額表をご使用にならないようご注意ください。（税務署から郵送された年末調整資料の封筒に同梱されています）

計算方法

支払金額等 × 合計税率(%) ※ = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額
(1 円未満切捨)

※ 合計税率(%) = 所得税率(%) × 102.1%

合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

(計算例 1) 講演料として 200,000 円支払う場合 (所得税率 10%)

200,000 円 × 10.21% = 20,420 円 源泉徴収税額

(計算例 2) 報酬として 1,333,333 円支払う場合 (所得税率 10% 100 万円超は 20%)

(1,000,000 円 × 10.21%) + (333,333 円 × 20.42%) = 170,166.59... → 170,166 円
源泉徴収税額

なお、手取額から逆算するグロスアップ計算は次のようになります。

(計算例 3) 手取りで 100,000 円支払った場合

支払金額 100,000 円 ÷ (100 - 10.21) % = 111,370.976... → 111,370 円
税 額 111,370 × 10.21% = 11,370.877... → 11,370 円 (納付税額)